

舞鶴市農業公園ビュースポットデッキ（イートインスペース）  
設計整備業務委託 仕様書

1. 業務名

舞鶴市農業公園ビュースポットデッキ（イートインスペース）設計整備業務委託

2. 設置場所

舞鶴市字 瀬崎 地内

3. 業務目的

本業務の対象となる「舞鶴市農業公園」は、本市北東部の大浦半島の西端で、外海側に位置し、園内からは若狭湾に浮かぶ冠島が正面に見えるなど、自然豊かで風光明媚な環境にある。また、園内には、施設内で育てた野菜や地元の農家さん・漁師さんから届く農水産物を使って、お料理やスイーツ等を販売するとともに、小動物とも触れ合え、さらには、アウトドア体験も可能なコテージを設置するなど、自然とのふれあいをコンセプトとした施設である。

一方で、市街地から遠く、さらに、農業公園自らのホームページ等の情報発信だけでは十分に情報が広がっておらず、施設の認知度が低い状況にある。

こうした中、若狭湾に浮かぶ冠島を眺められる展望デッキを整備することにより、施設への来訪者が積極的に撮影し、SNSで発信したくなるようなビュースポットデッキ兼園内で販売するのスイーツ等を持ち込んで過ごせるイートインとして活用できるスペースを持つデッキを整備するもの。

デザインや素材等、SNS等での情報発信・拡散に対する工夫やノウハウを期待し、設計から施工までを一体とした企画提案を募集するもの。

4. 業務期間

契約日翌日~令和 9年 2月 19日

5. 業務内容

本業務は、デザインの提案から設計、資材調達、施工までを一括して行う「設計・施工一括発注方式」です。

具体的には、(1) 基本設計および実施設計 (2) デッキおよび付帯設備の製作・施工 (3) 既存施設との取り合い等の現場調整、施工監理 (4) 完成図書の作成および引き渡し

6. 設計・機能要件

提案にあたっては、以下の要件を満たすこと。

① 規模および形状（目安）

（総論）

- ・フォトスポットとしての機能: 農業公園の新たなシンボルとして、来園者がSNS等で発信したくなるような工夫・コンセプトを提示すること。
- ・背景・景観: 海（冠島）の眺望を遮らない自然と調和するデザインとすること。

（材質）

- ・デッキ床の材質については、自然・景観との調和を基本として「木」のイメージとしたものであれば、デッキの材質は制限しない。
- ・デッキ部分の材質と手摺等の材質は、安全が確保できれば、必ずしも同じ材質で統一することにはこだわらない。
- ・同一素材であっても、異なっても、デザイン性や撮影への配慮等の工夫、耐久性等を評価する。

#### (規模・形状)

- ・イートイン&休憩スペース（複数のテーブル・椅子を配置可能なスペース（合計8名以上が利用可能）を含む）及び展望客の動線等のスペースを確保すること。様々な提案・工夫により、デッキ部分の広さや動線の工夫等については、評価する。
- ・傾斜部（土手）への張り出し（展望デッキ）部分を整備すること。張り出しの仕方は地形の特性やフォトジェニックなスポットとしての活用など、様々な工夫を評価することとし、張り出し方の制限はしない。
- ・施工エリア（提案可能エリア）に、水路上部にあるコンクリートの転落防止柵やポニー小屋跡の簡易な建物が存在するが、施工に支障がある場合は工事の中で撤去することは可能である。

#### (耐久性・安全性)

- ・不特定多数の利用者があることを前提として、最大荷重、耐荷重を考慮するとともに基礎の構造も含め安全性に十分に配慮すること。
- ・海が近く、海風や強風などの自然環境にあることを前提として、耐久性と安全性が担保される構造・素材又は対策（防腐処理等）を行うこと。
- ・汚れが落ちやすい・ゴミが溜まりにくいなど、日常清掃の負担を軽減するデザインを考慮すること。
- ・転落防止（手すり等の設置要否の検討）や段差の視認性など、利用者の安全性に配慮すること。

#### (その他)

- ・発注後に設計・施工することを前提として、提案内容をベースとするものの、設計段階での協議・調整による変更が生じる可能性があり、その際は柔軟に対応すること。ただし、施設の構造に係る部分等で安全に関わる部分についてはその限りでない。

#### 7. 打合せ協議等

- ・既存公園を開園しつつ施工する必要があることや指定管理者のイベントスケジュール、宿泊者との調整等の関係から、発注者側として指定管理者が協議に参加することがある。

#### 8. その他

工事成果物は当然のことであるが、設計成果品として、施工図面等を含む設計書等を提出すること。

1 設計書 2部(A4 版、ファイル綴じ)

2 上記に係る電子媒体を記録した CD-ROM 等の電子媒体一式